ウェルテック専門学校 広島校 学則

第１章　総　則

（目的）

第１条　本校は、学校教育法に基づき、福祉と医療、文化教養に関する専門知識を修得し、地域社会ならびに国際社会で活躍する人材を育成し、社会に貢献することを目的とする。

（名称）

第２条　本校は、ウェルテック専門学校 広島校という。

（位置）

第３条　本校は、広島市東区牛田新町三丁目１５番３８号に置く。

第２章　学科、修業期間及び定員

（課程、学科、修業期間及び定員）

第４条　本校に置く課程、学科、修業期間及び定員等については、次のとおりとする。

学科名	介護福祉学科	日本語学科	
課程名	教育・社会福祉専門課程	文化・教養専門課程	
修業期間	２年	２年	１年６か月
コース名	―	進学２年コース	進学１年６か月コース
入学時期	４月	４月	１０月
入学定員	１２０名	１００名	６０名
総定員	２４０名	１６０名	
学級数	３学級(総６学級)	８学級	

（在学年限）

第５条　疾病その他やむを得ない事情のある学生に対しては、校長の許可により、在学年限を延長することができる。ただし、延長後の在学年限は、修業期間の２倍を超えないものとする。

２　在留資格「留学」等をもって在籍する学生（以下「外国人学生」という。）の在学年限の延長は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）に基づき適法な在留が認められる範囲内に限る。

第３章　学年、学期、休業日並びに休講及び休校

（学年及び学期の終始期）

第６条　本校の学年は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。ただし、日本語学科（進学１年６か月コース）の初年度（第１学年）は、１０月１日に始まり翌年３月３１日に終わるものとする。

２　学年を分けて前期・後期とし、それぞれの期間は次のとおりとする。

（１）前期：４月１日から９月３０日まで

（２）後期：１０月１日から３月３１日まで

（授業を行わない日）

第７条　本校の授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。ただし、校長が必要と認める場合は、変更することがある。

（１）土曜日及び日曜日

（２）国民の祝日に関する法律で規定する日

（３）校長が学科ごとに定める長期休暇（夏期・秋期・冬期・春期）

（４）その他校長が定める日

２　前項にかかわらず、教育上必要があるときは、休業日に授業を行うことがある。

（休校及び休講）

第８条　午前７時の時点で、広島市東区について次の各号のいずれかが発表されている場合、又は太田川（広島市東区に関わる区間に限る。）について「レベル４氾濫危険警報」以上が発表されている場合は、休校とする。

（１）「暴風警報」以上

（２）「レベル４大雨危険警報」以上

（３）「レベル４土砂災害危険警報」以上

２　前項の場合のほか、天災地変、公共交通機関の運休、感染症の拡大等により、学生及び教職員の安全を確保することが困難と判断される場合は、校長は臨時に休校又は休講の措置をとることができる。

３　介護福祉学科においては、前２項にかかわらず、遠隔授業を実施することがある。また、他

の都道府県での宿泊を伴う実習については、現地の状況を考慮し、学生の安全の確保を前提として、校長が実習の継続の可否を決定する。

４　休校又は休講の措置により未履修となった授業については、原則として、補講を行う。ただし、法令その他の基準により履修を要する授業時数については、補講により補うものとする。

第４章　授業時間、始業終業の時刻及び公認欠席等

（授業時間及び単位数への換算）

第９条　本校の授業時間は、４５分を１単位時間（１時限）として計算し、９０分の授業を２単位時間（２時限）として扱うものとする。

２　介護福祉学科において授業時数を単位数に換算する場合は、講義にあっては１５時限をもって１単位、演習、実習及び実技にあっては３０時限をもって１単位とする。

（始業及び終業の時刻）

第１０条　本校の始業及び終業の時刻は、各学科規程に定める。

（公認欠席又は公認欠課）

第１１条　学生が次の各号のいずれかの事由により授業を欠席又は欠課する場合において、校長の許可を得たときは、これを公認欠席又は公認欠課として扱う。

（１）忌引き（３親等以内の親族の葬儀に参列する場合）

（２）学校保健安全法施行規則に定める感染症に罹患し、校長が出席を停止した期間

（３）上級学校その他の教育機関が行う入学試験の受験

（４）公共交通機関の遅延又は運休

（５）その他、校長が前各号に準ずるものと認める事由

２　公認欠席又は公認欠課となった授業については、原則として、補講又は課題により補う。ただし、法令その他の基準により履修を要する授業時数については、補講により補うものとする。

第５章　入学、休学、転学、自主退学及び除籍等

（出願資格）

第１２条　本校の出願資格は、学科ごとに次のとおりとする。

１　介護福祉学科

学校教育法その他関係法令に定める大学の入学資格を有する者（外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者を含む。）

２　日本語学科

（１）外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

（２）その他、法令の定めるところにより、前号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

（入学手続）

第１３条　本校の入学手続は、次のとおりとする。

（１）本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書その他の書類に必要事項を記載し、指定期日までに出願しなければならない。

（２）前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。

（３）本校に入学を許可された者は、所定の期日までに各学科規程に定める学納金を納入しなければならない。ただし、やむを得ない事情により期限内の納入が困難な場合は、校長が延納又は分納を許可することがある。

（入学時期）

第１４条　入学及び進級の時期は、第６条に定める各学年の始期とする。

２　疾病その他やむを得ない事由により所定の時期に入学できない者は、診断書その他の事由を証する書類を添えて校長に願い出て、その許可を得た場合に限り、入学を延期することができる。

（休学及び復学）

第１５条　学生が疾病その他やむを得ない事由によって、２か月以上修学することが困難な場合は、診断書その他の事由を証する書類を添えて願い出て、校長の許可を得て休学することができ

る。ただし、外国人学生の休学についての取扱いは、入管法その他関係法令の定めるところによる。

２　休学した者が復学しようとする場合は、校長の許可を得て復学することができる。

（編入学、転入学及び転学）

第１６条　他の教育機関から本校に編入学又は転入学を志願する者は、該当する学科・学年に欠員がある場合に限り、願い出ることができる。

２　前項の願い出があった場合、校長は、本校の教育課程を履修するに十分な能力を有し、かつ、外国人にあっては適法な在留状況にあると認めたとき、これを許可することができる。

３　本校の学生が他の教育機関へ転学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

（自主退学）

第１７条　自主退学をしようとする者は、校長の許可を受けなければならない。自主退学に関する事項は、各学科規程に定める。

（除籍）

第１８条　校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

（１）自主退学の意思表示をしたにもかかわらず、その手続をしない者

（２）学納金を所定の期日までに納入せず、督促後も正当な理由なく納入しない者

（３）第５条に定める在学年限を満了しても、卒業の要件を満たさない者

（４）所在が不明となった者

（５）外国人学生であって、その在留資格を喪失し、又は在留期間の更新若しくは在留資格の変更が許可されず、適法に在留できなくなった者

２　学生が死亡したときは、その学籍は当然に消滅したものとして取り扱う。

３　校長は、第１項の規定により除籍したときは、その旨を本人に通知する。ただし、同項第４号の場合は、この限りでない。

第６章　学習の評価及び履修の認定

（学習の評価）

第１９条　学習の評価に関する事項は、この条に定めるもののほか、各学科規程に定める。ただし、出席状況は、成績評価の対象としない。

２　学習の評価は、A、B、C、D の 4 段階評価で表す。

３　評価における A、B、C は合格とし、D は不合格とする。

４　不合格（D 評価）となった者は、再試験を受けることができる。再試験に合格した場合、当該科目の成績は C 評価とする。

（履修の認定）

第２０条　校長は、学年ごとに修了すべき授業科目について、前条による評価の結果、合格と認められた者に対して当該授業科目の履修を認定する。

第 7 章　卒業及び称号

（卒業の要件）

第２１条　校長は、学科ごとの教育課程に定める授業科目を履修し、かつ、各学科規程に定める要件を満たした者について、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2　出席の基準その他卒業の要件の細目は、各学科規程で定める。

（称号）

第２２条　介護福祉学科は、学校教育法に定める特定専門課程（修業年限が 2 年以上であり、かつ、課程の修了に６２単位以上を必要とする専門課程）に該当する課程である。

２　前項の課程を修了した者は、関係法令の定めるところにより、専門士（教育・社会福祉）の称号を称することができる。

第 8 章　賞罰

（褒賞）

第２３条　成績優秀者又は学内外の行動において他の模範となる者は、これを褒賞することがある。

（懲戒）

第２４条　校長は、次の各号のいずれかの行為を行った学生を懲戒することができる。

（１） 法令（刑法、麻薬及び向精神薬取締法、道路交通法、入管法等）に違反する行為

（２） 学校の秩序若しくは風紀を乱し、又は学校の信用を傷つけた行為

（３） 他者に対する暴行、脅迫、いじめ、暴言又は誹謗中傷

（４） 試験におけるカンニング等の不正行為

（５） 正当な理由のない出席不良又は授業妨害行為

（６） その他、学生としての本分に反する行為

（懲戒の種類及び内容）

第２５条　懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。

（１）厳重注意　文書又は口頭により注意を与え、将来の改善を求める。

（２）戒告　文書により反省を求める。

（３）停学　１日以上２か月以内の期間において、授業及び学校活動への参加を停止する。

（４）退学　学生の身分を失わせる。

（外国人学生の停学に関する特則）

第２６条　外国人学生が停学を受けた場合、その期間中は資格外活動を一切行ってはならない。これに違反した場合は、第２７条第５号の重大な非違行為として取り扱うことがある。

（退学）

第２７条　校長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、これを退学とすることができる。

（１）重大な法令違反行為を行ったとき

（２）試験において重大な不正行為を行ったとき

（３）学校の秩序若しくは風紀を著しく乱し、又は学校の信用を著しく傷つけ、かつ、改善の見込みがないと認められるとき

（４）正当な理由なく出席が不良であるとき

（５）その他退学が相当であると認められる重大な非違行為を行ったとき

（懲戒の手続）

第２８条　学校は、懲戒を行う前に必要な調査を行い、関係者から事情を聴取するものとする。

２　懲戒に当たっては、対象学生に対し弁明の機会を与えるものとする。ただし、書面その他相当な方法により弁明の機会の日時及び場所を通知したにもかかわらず、対象学生が正当な理由なくこれに応じない場合は、この限りでない。

３　外国人学生にあっては、必要に応じて通訳、翻訳その他適切な方法により手続を行う。

４　懲戒は、専任教員の意見を聴いたうえで、校長が決定する。

５　懲戒を決定したときは、その理由を付して本人に通知する。ただし、本人の行方不明等により相当な方法をもってしても本人に通知できない場合は、この限りでない。

第９章　学納金

（学納金）

第２９条　本校の学納金は、次のとおりとする。

学科・コース	納入時期	費目	金額（円）
介護福祉学科	入学時 （１年目）	入学選考料	20,000
		入学金	100,000
		授業料	700,000
		教育研究費	100,000
		実習委託費	80,000
	２年目	授業料	700,000
		教育研究費	100,000
		実習委託費	100,000
合計			1,900,000

学科・コース	納入時期	費目	金額（円）
日本語学科 進学２年コース	入学時 （１年目）	入学選考料	20,000
		入学金	70,000
		授業料	680,000
		諸費用	80,000
	２年目	授業料	680,000
		諸費用	80,000
合計			1,610,000

学科・コース	納入時期	費目	金額（円）
日本語学科 進学１年６か月コース	入学時 （１年目）	入学選考料	20,000
		入学金	70,000
		授業料	680,000
		諸費用	80,000
	２年目	授業料	340,000
		諸費用	40,000
		合計	1,230,000

２　介護福祉学科においては、実習服等の費用を別途徴収する。

３　年度の途中で追加された教材がある場合は、その費用を徴収することがある。

４　学納金の納入は、本校が指定する銀行口座への振込みによって行うものとする。

（学納金の返還）

第３０条　学納金の返還に関する事項は、各学科規程に定める。

第１０章　教職員の組織

（教員及び職員の体制）

第３１条　本校に次の教職員を置く。

（１）校長　　１名

（２）副校長　　１名

（３）事務局長　　１名

（４）教員　　専任１１名以上、兼任１名以上

（５）生活指導担当者　　１名以上

（６）事務職員　　１名以上

２　校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

３　副校長は、校長を補佐し、校長に事故があるとき又は校長が欠けたときは、その職務を代理する。

４　事務局長は、校長の命を受け、本校の事務及び運営業務を統括し、事務職員を監督する。

５　教員は、学生の教育及び学習指導に従事する。

６　生活指導担当者は、学生の学校生活、健康、進路、その他の日常生活全般に関する指導、相談及び支援を行う。

７　事務職員は、本校の教務、学生、総務、経理、その他の事務に従事する。

第１１章　健康診断及び寄宿舎

（健康診断）

第３２条　本校は、学生に対し、毎年１回以上の定期健康診断（胸部エックス線検査を含む）を実施する。

２　学生は、指定された期日に健康診断を受診しなければならない。ただし、やむを得ない事由により受診できない場合は、この限りでない。

（寄宿舎）

第３３条　本校に寄宿舎を置く。

２　寄宿舎の管理運営等に必要な事項は、寄宿舎規程に定める。

第１２章　附帯教育事業

（附帯教育事業）

第３４条　本校において実施する附帯教育事業（社会福祉士通信学科）に関する事項は、社会福祉士通信学科運営規程による。

第１３章　雑則

（学科規程への委任）

第３５条　この学則に定めるもののほか、各学科の運営に関して必要な事項の細目は、校長が別に定める各学科規程による。

附　則

１．この学則は、平成８年４月１日から施行する。

２．この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

３．この学則は、平成９年４月１日から改正、施行する。

４．この学則は、平成１２年４月１日から改正、施行する。

５．この学則は、平成１６年４月１日から改正、施行する。

６．この学則は、平成１８年４月１日から改正、施行する。

７．この学則は、平成２０年４月１日から改正、施行する。

８．この学則は、平成２１年４月１日から改正、施行する。

９．この学則は、平成２２年１０月１日から改正、施行する。

１０．この学則は、平成２３年４月１日から改正、施行する。

１１．この学則は、平成２８年１０月１日から改正、施行する。

１２．この学則は、平成２８年１１月１日から改正、施行する。

１３．この学則は、平成２９年１０月１日から改正、施行する。

１４．この学則は、平成３０年４月１日から改正、施行する。

１５．この学則は、平成３１年４月１日から改正、施行する。

１６．この学則は、令和２年４月１日から改正、施行する。

１７．この学則は、令和２年１０月１日から改正、施行する。

１８．この学則は、令和４年１０月１日から改正、施行する。

１９．この学則は、令和５年７月２７日から改正、施行する。

２０．この学則は、令和５年１０月１日から改正、施行する。

２１．この学則は、令和６年４月１日から改正、施行する。

２２．この学則は、令和７年５月１日から改正、施行する。

２３．この学則は、令和７年８月１日から改正、施行する。

２４．この学則は、令和８年２月１日から改正、施行する。

２５．この学則は、令和８年８月１日から改正、施行する。

２６．この学則は、令和９年４月１日から改正、施行する。